

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 地方事務所長事務委任等に関する規則の一部改正
- ◇訓令 地方事務所処務規程の一部改正
- ◇告示 肥料検査の結果
- ◇教委告示 指定名勝の指定
- ◇正誤 昭和三十一年一月鳥取県規則第四号中訂正

規則

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年二月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第五号

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

地方事務所長事務委任等に関する規則（昭和二十八年五月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

- 第四条中山林課関係に次の一号を加える。
 - 二 木材業者及び製材業者の登録に關すること（木材業者及製材業者登録条例六、七、八）
- 第五条中山林課関係に次の一号を加える。
 - 二 木材業者及び製材業者の登録に關すること（木材業者及び製材業者登録条例六、七、八）

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年十二月二十日から適用する。

訓令

鳥取県訓令第三号

地方事務所

鳥取県地方事務所処務規程（昭和二十八年五月鳥取県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年二月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

第八条山林課関係中林業係に次の一号を加える。

十二 木材業者及び製材業者の登録に関すること。

附則

この訓令は、昭和三十年十二月二十日から適用する。

告示

鳥取県告示第六十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基づき、昭和三十年十一月及び十二月中に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和三十一年二月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

（十一月分）

肥料の種類	保証票添附者	検査点数	うち合格点
硫酸アンモニア	住友化学工業株式会社	二	〇
過燐酸石灰	日本化学工業株式会社	二	〇
熔性燐肥	〃	二	〇
硫酸加里	丸紅株式会社	二	〇
塩化加里	第一物産株式会社	二	〇
普通配合肥料	鳥取県中央農業協同組合連合会	一四	〇
化成肥料	帝国化工株式会社	六	〇
	日本化学工業株式会社	六	〇
	住友化学工業株式会社	二	〇
（十二月分）			
硫酸アンモニア	東洋高压工業株式会社	三	〇
過燐酸石灰	日産化学工業株式会社	三	〇
化成肥料	住友化学工業株式会社	二	〇
	帝国化工株式会社	六	〇

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

鳥取県文化財保護条例（昭和二十七年四月鳥取県条例第十三号）第六条の規定により、昭和三十一年二月三日鳥取県指定名勝に次のとおり指定した。

昭和三十一年二月十七日

鳥取県教育委員会

種別	名称	所在地	所有者	地域
鳥取県指定名勝	三瀧溪	八頭郡河原町大字北	有田晴美	八九二ノ八八、九四二ノ六七
		字向免床	代表者 北村茂太郎	九四三
		字権現坂	森田禎一	九四六ノ一六九
		字小山川より葵谷まで		
		字柚小屋より門口まで		
			中塚源蔵、有田直蔵	九四三ノ一二三、九四三ノ一三二、九四三ノ一三五、九四三ノ一三八
			北村恆、北村甚六、山根富蔵、横川吉太	より九四三ノ一四二、九四三ノ一四七より九四三ノ一五二、九四三ノ一五四より九四三ノ一五八、九四三ノ一六三、九四三ノ一六四、九四三ノ一六六より九四三ノ一六九
			北義造、北村茂太郎	
			谷口幸一、有田森治	
			北部落、上田留吉	
			有田輝男、森田幸市	
			山口忠太郎	

正 誤

八頭郡河原町地内国有林 農林省

門瀧、蛇淵、千疊嶺、一目六景、
千疊瀧、横谷の瀧、牛の背、馬の
背、百尋瀧、不動瀧

昭和三十一年二月鳥取県規則第四号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段 行
二 下 八

第一条の四を第一条の五とする。

第一条の四を第一条の五とし、第一条の五を
第一条の六とする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發 行 所

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印 刷 所